

全国健康保険協会千葉支部 第96回評議会  
(平成30年1月18日開催)

平成30年度千葉支部保険料率について

---

# 平成30年度千葉支部の保険料率について

## 【平成30年度平均保険料率について】

平成30年度の平均保険料率については、29年9月の運営委員会より議論が開始されており、千葉支部評議会においても活発な議論が行われたところ。

29年12月19日開催の運営委員会において、各支部評議会の意見やこれまでの運営委員会での議論を踏まえ、以下の方針を協会として決定した。

### 平成30年度保険料率の方針

- (1) 平均保険料率・・・10%維持
- (2) 激変緩和率・・・平成31年度末の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から激変緩和率7.2/10を厚生労働省保険局長に要請
- (3) 保険料率の変更時期・・・平成30年4月納付分

なお、同委員会において、理事長より来年度以降の保険料率の議論のあり方について、「医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5年ないし、2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。」との発言を行っている。

また、これらを踏まえた協会けんぽの平成30年度収支見込みが29年12月26日に公表（P6～7参照）されており、併せて千葉支部の保険料率が次頁の通り示されたところ。

## 【平成30年度千葉支部保険料について】

今般示された平成30年度の千葉支部の保険料率は**9.89%**であり、平成29年度と同率となる。なお、平成30年度における最高料率は10.61%、最低料率は9.63%となる。

### 《参考》千葉支部保険料率の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
千葉支部保険料率	8.17 %	9.31 %	9.44 %	9.93 %	9.93 %	9.93 %	9.97 %	9.93 %	9.89 %	<b>9.89 %</b>
前年からの増減		1.14 %	0.13 %	0.49 %	0.00 %	0.00 %	0.04 %	▲0.04 %	▲0.04 %	0.00 %
全国平均	8.20 %	9.34 %	9.50 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	<b>10.00 %</b>

## 【今後の主なスケジュールについて】

- 1月18日・・・千葉支部評議会（本日）
  - （終了後）これまでの評議会での議論を踏まえた支部長意見の提出
- 1月29日・・・運営委員会
  - （終了後）都道府県単位保険料率変更について国へ認可申請
- 2月中旬・・・保険料率変更についての認可
- 2月下旬～・・・30年度保険料率に関する広報の実施

### 《参考》健康保険法 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

【《参考》各支部の平成30年度都道府県単位保険料率について（暫定版）】

[保険料率別の支部数]

保険料率 (%)	支部数
10.61	1
10.28	1
10.26	1
10.25	1
10.23	2
10.20	1
10.18	1
10.17	1
10.15	1
10.14	1
10.13	3
10.11	1
10.10	2
10.08	1
10.05	1
10.04	2
10.03	1
10.02	1
10.00	1
9.98	1
9.97	1
9.96	3
9.93	2
9.92	1
9.91	2
9.90	4
9.89	1
9.85	1
9.84	2
9.81	1
9.79	1
9.77	1
9.71	1
9.63	1

23

23

注.平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の7.2として算定

[前年度からの変化分]

平成29年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.14	+196	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	1
+0.08	+112	1
+0.07	+ 98	1
+0.05	+ 70	1
+0.04	+ 56	3
+0.03	+ 42	4
+0.02	+ 28	3
+0.01	+ 14	2
0.00	0	5
▲0.01	▲ 14	5
▲0.02	▲ 28	8
▲0.03	▲ 42	2
▲0.04	▲ 56	4
▲0.05	▲ 70	1
▲0.06	▲ 84	2
▲0.08	▲112	2

18

24

注1.「+」は平成30年度保険料率が平成29年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額;労使折半後)の増減である。

# 《参考》平成30年度平均保険料率に関する千葉支部評議会の意見

《平成29年10月27日開催の第93回千葉支部評議会における意見》

## 平成30年度の平均保険料率について

- 加入者は保険料率を抑えてほしいと思っているが、それ以上に将来的な不安の解消を図ってほしいと考えている。国全体の社会保障費は増加しており、このような状況の中で保険料率を下げるのは難しい。加入者全体で制度を維持していくことが大切であり、そのためには保険料率10%を堅持し、医療費適正化の取組を進めていくべきである。制度の持続性を維持していくことが将来的に加入者のためとなる。
- 協会発足直後の平成21年度に準備金がなくなったしまった経験がある。現在の準備金残高を踏まえると、保険料率を下げることは可能だと思うが、当時のように準備金があつという間になくなる可能性もある。また、一旦保険料率を下げてしまうと、いざという時に簡単に上げることはできない。協会は国とは違い民間組織となるので長期的経営という視点から考えれば平均保険料率10%を維持するべきである。
- 保険者という立場で考えれば10%維持すべきと思うが、加入者の立場で考えると下げられるときに、保険料率を引き下げるという選択もある。保険料率が下がったという事実が大切であり、加入者にも努力すれば保険料率が下がるということを知ってもらうことで医療費適正化の取組が更に進むのでは。

## 平成30年度の激変緩和措置について

- 平成30年度の激変緩和率を1.4/10引き上げて7.2/10とすることは、平成31年度末の期限を見据えた措置であり妥当である。

## 保険料率の変更時期について

- 保険料率変更時期は30年4月納付分からで異論なし。

## その他

- 2025年に健康保険組合の4分の1が解散するという記事が出ていた。解散した組合は協会に移ってくることになると思うが、その場合は協会の財政が悪化することが想定されるので、今のうちに対応を考えておくべき。

# 協会けんぽの収支見込（医療分）について

## 【収支見込の概要】

平成30年度協会けんぽの収支見込みについては、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案（診療報酬マイナス改定等）を踏まえて算出した結果、単年度収支差は4,500億円、30年度末時点の準備金残高は2兆6,500億円が見込まれる。

### 収入について

収入については、収入総額は29年度（決算見込み）から3,800億円増加する見込みとなる。これは、保険料を負担する被保険者の増加や標準報酬月額の上昇により、保険料収入が3,300億円増加する見込みになったことによるもの。このほか、国庫補助についても500億円増加する見込みとなるが、これは、補助対象の保険給付費が増加したことに伴うもの。

### 支出について

支出については、支出総額は29年度（決算見込み）から3,200億円の増加にとどまる見込み。これは、加入者や一人当たり給付費の増加により、保険給付費が増加する要素はあるものの、診療報酬マイナス改定により、保険給付費が2,500億円の増加にとどまる見込みになったことによるもの。このほか、支出の4割を占める高齢者医療への拠出金も診療報酬マイナス改定により、300億円の増加にとどまる見込み。

### その他

なお、平成30年度協会けんぽの収支見込みについては、診療報酬マイナス改定や制度改正等の影響を大きく受けているが、それらの影響を除いた場合（実力ベース）の収支見込みについては、単年度収支差は約1,700億円減少し、2,900億円にとどまる見込み。

【協会けんぽの収支見込（医療分）】

（単位：億円）

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	84,142	88,115	91,424	24-29年度保険料率： 10.00% 30年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,897	11,343	11,846	
	その他	181	170	198	
	計	96,220	99,628	103,468	
支出	保険給付費	55,751	58,487	60,947	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">                     拠出金対前年度比                      ▲ 217 } + 965                      + 1,182 }                      ▲ 661                 </div>
	老人保健拠出金	0	0	-	
	前期高齢者納付金	14,885	15,495	15,278	
	後期高齢者支援金	17,699	18,352	19,534	
	退職者給付拠出金	1,093	1,066	405	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,805	2,313	2,794	
	計	91,233	95,714	98,957	
単年度収支差		4,987	3,914	4,511	○30年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 30年度均衡保険料率： 9.50%
準備金残高		18,086	22,001	26,512	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

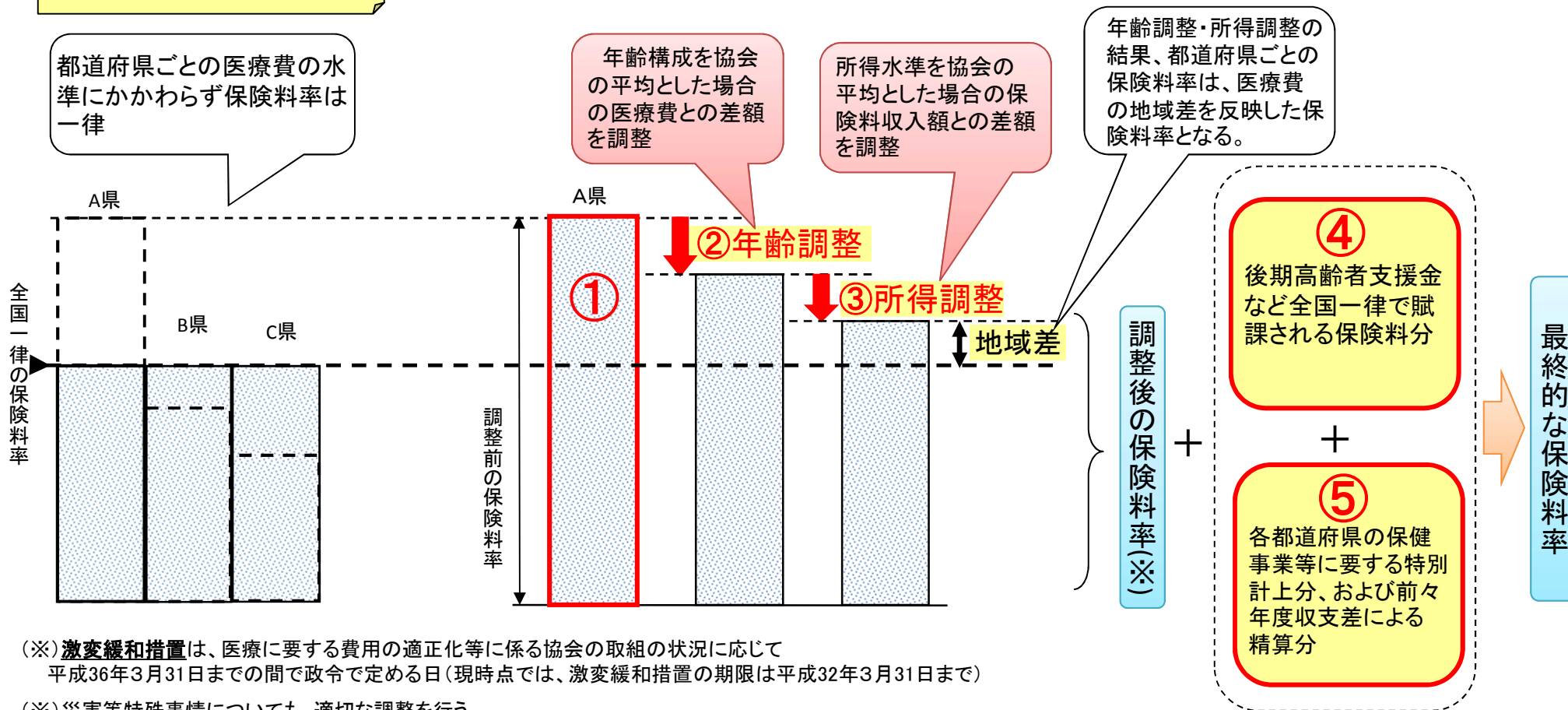
# 平成30年度の千葉支部保険料率について

○協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率  
(20年9月まで)

都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例





○千葉支部保険料率について

	医療給付費の 所要保険料率 (調整前) ①	調整		医療給付費の 所要保険料率 (調整後) ①+②+③	後期高齢者支援金 等の所要保険料率 (全支部一律) ④	所要保険料率 (激変緩和措置前) ①+②+③+④	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等除く) ①+②+③+④+⑤	平成28年度精算分 及び特別計上等の 所要保険料率 ⑤	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等含む) ①+②+③+④+⑤
		年齢調整 ②	所得調整 ③						
全 国	5.17	—	—	5.17	4.83	10.00	10.00	—	10.00
千 葉	4.86	▲ 0.07	0.20	4.99	4.83	9.82	9.87	0.013	9.89

※激変緩和率及び特別計上の最終的な予算額が平成30年1月下旬頃確定するため、暫定版である。

○保険料率算定のための基礎データについて

【医療給付費について(①～③)】

	加入者一人当たり 医療給付費 (円)		全 国			千 葉		
			加入者数 (百人)	医療給付費 (億円)	総報酬額 (億円)	加入者数 (百人)	医療給付費 (億円)	総報酬額 (億円)
計	平均	119,720	394,410	47,219	914,012	9,041	1,060	21,784
年 齢 階 級 ( 歳)	0～4	178,521	19,827			433		
	5～9	89,551	21,322			474		
	10～14	68,424	21,756			493		
	15～19	54,112	23,324			523		
	20～24	50,950	26,029			582		
	25～29	62,990	27,467			606		
	30～34	72,147	30,994			686		
	35～39	78,342	34,414			775		
	40～44	86,717	39,687			946		
	45～49	105,637	35,649			888		
	50～54	136,184	30,211			695		
	55～59	171,240	28,997			626		
60～64	215,802	27,693			625			
65～69	281,177	19,533			481			
70～74	436,176	7,509			208			

- ①医療給付費の所要保険料率 = 医療給付費(支部) ÷ 支部総報酬額
- ②年齢調整額 = [一人当たり医療給付費(平均) × 支部加入者数(計)] - [一人当たり医療給付費(年齢階級別) × 支部加入者数(年齢階級別)の合計]
- ③所得調整額 = [医療給付費(全国計) × 総報酬按分率] - [一人当たり医療給付費(平均) × 支部加入者数(計)]
- 総報酬按分率 = 支部総報酬額 ÷ 全国計総報酬額

【後期高齢者支援金等について(④)】

共通料率 [ A + B - C ]	4.83%
A : 第2号保険料率(後期高齢者支援金等の拠出金)	4.07%
B : 第3号保険料率(協会の業務経費、準備金積立等)	0.79%
C : 収入等	0.02%

- A = [現金給付費、拠出金(前期・後期高齢者納付金等)] × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額
- B = 業務経費、一般管理費等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額
- C = 貸付金返済収入、雑収入等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

【精算分及び特別計上分について(⑤)】

平成28年度精算分	2.92億円
特別計上分	0.01億円 (964千円)